

2017年度社会福祉法人実地指導の結果

(1) 実地指導の実施状況

今年度の実地指導実施状況とそれに伴う主な指摘事項については次のとおりとなります。なお、今年度は監査の実績はありませんでした。

対象法人数	実地指導実施法人数(①)	文書指摘法人数(②)	口頭指摘法人数	延べ指摘事項数(③)	文書指摘率(②/①)	1法人当たり指摘事項数(③/①)
46	14	7	14	180	50.0%	12.8件

(2) 主な指摘事項

今年度の実地指導における主な指導項目について、具体的事例を紹介します。今年度本格施行した改正社会福祉法への対応の不備に関する事項が多くみられました。

文書指摘の具体的事例
◇ 代表者変更登記を行うこと。
○ 代表者が就任しているにもかかわらず、登記手続を行っていない。 (法第29条、登記令第3条第1項)
<アドバイス>
登記手続は、登記事項によって期限が定められています。目的等、事務所、代表者に変更が生じたときは2週間以内、資産総額に変更が生じたときは会計年度終了後3か月以内に変更登記が必要です。代表者変更に係る登記遅延の事例が多くありました。理事長が重任した場合でも、変更登記が必要です。任期ごとの理事長の就任後、2週間以内に変更登記をしてください。
◇ 理事会の決議を要する事項について決議が行われていないので、是正すること。
○ 評議員会の日時及び場所並びに議題・議案の設定について理事会で決定していないまま評議員会が招集されていた。 (法第45条の9第10項(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第181条第1項準用)、法施行規則第2条の12、ガイドラインI-6-(1)-2)
<アドバイス>
改正社会福祉法施行以降、評議員会の日時及び場所並びに議題・議案の設定については、あらかじめ理事会で決議を行うことが必要です。評議員会を招集する際は、これらを理事会で決議した上で招集してください。なお、改正後に可能と

<p>なった評議員会の決議の省略の方法により行う場合にも、その旨をあらかじめ理事会で決議するようにしてください。</p>
<p>◇ 評議員会の議事録を作成すること。</p>
<p>○ 臨時の評議員会を開催したにもかかわらず、議事録を作成していない。 (法第45条の11、法施行規則第2条の15)</p>
<p><アドバイス></p>
<p>必ず評議員会の議事録を作成してください。実際に審議や報告を行っていた場合でも、議事録に記載していない内容は市民等の外部に説明することができないため、注意してください。</p>
<p>◇ 作成すべき附属明細書（就労支援事業販管費明細書）が作成されていない。</p>
<p>○ 就労支援事業別事業活動明細書、就労支援事業製造原価明細書及び就労支援事業販管費明細書を作成しなければならないにもかかわらず、就労支援事業販管費明細書を作成していない。 (社会福祉法第45条の27第2項)、会計基準省令第30条第1項及び第3項、運用上の取扱い25(2)エ)</p>
<p><アドバイス></p>
<p>就労支援事業においては、就労支援事業別事業活動明細書、就労支援事業製造原価明細書及び就労支援事業販管費明細書の作成が必要になるため、漏れなく作成してください。</p>

口頭指摘の具体的事例	指摘 法人数
<p>○ 決議に特別の利害関係を有する評議員がいるかを法人が確認していない。 (法第45条の9第8項)</p>	13
<p><アドバイス></p> <p>改正社会福祉法への対応事項です。確認方法について特段の定めはありませんが、評議員会において議案ごとに確認し議事録に記録すること、招集通知の返信用出欠連絡票上に議案ごとに確認欄を設け記入すること、定款細則等に該当議案がある場合の届出の旨を定めることなどが考えられます。法人に合った方法で確認をしてください。</p>	
<p>○ 招集通知が省略された場合に、理事及び監事の全員の同意が確認できない。 (法第45条の14第9項(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第94条第2項準用)、ガイドラインI-6-(1)-1)</p>	11
<p><アドバイス></p> <p>改正社会福祉法への対応事項です。特に、役員を選任する定時評議員</p>	

<p>会の直後に開催される理事会では、新たな理事、監事に対する理事会の招集通知の発出が間に合わないことから、招集通知の省略について全員の同意を得ることが必要となるため注意してください。欠席理事・監事からは、同意書の提出を受け、当日の議事録とあわせて保管することが望ましいです。</p>	
<p>○ 議案について特別な利害関係を有する理事がいないことを法人が確認していない。 (法第45条の14第8項、法施行規則第2条の15)</p>	
<p><アドバイス> 改正社会福祉法への対応事項です。確認方法について特段の定めはありませんが、理事会において議案ごとに確認し議事録に記録すること、招集通知の返信用出欠連絡票上に議案ごとに確認欄を設け記入すること、定款細則等に該当議案がある場合の届出の旨を定めることなどが考えられます。法人に合った方法で確認をしてください。</p>	10
<p>○ 監事の選任に関する評議員会の議案について、監事の過半数の同意を得ていない。 (法第43条第3項(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第72条第2項準用)、ガイドライン I-5-(2)-1))</p>	
<p><アドバイス> 改正社会福祉法への対応事項です。評議員会の前までに、現任の監事に、新監事の選任議案についての同意を得る必要があります。監事ごと又は監事の連名による同意書を受けること、監事の選任議案を決定した理事会議事録への署名又は記名押印を受けることのいずれかにより行ってください。</p>	9
<p>○ 監事の選任手続において、監事候補者が欠格事由に該当しないこと等について、法人において確認がされていない。 (法第45条の11、法施行規則第2条の15)</p>	
<p><アドバイス> 欠格事由に該当していないか、各評議員又は各役員との特殊の関係にないか、暴力団員等の反社会的勢力の者でないかの確認が必要です。提出を受ける誓約書にこれらの事項を設けるなどして、確認の漏れがないようにしてください。</p>	7

<p>○ 理事の選任手続において、理事候補者が欠格事由に該当しないこと等について、法人において確認がされていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 欠格事由に該当する者 ・ 特殊の関係にある者 ・ 反社会的勢力の者 <p>(法第44条第1項により準用される法第40条第1項、第44条第6項)</p>	7
<p><アドバイス></p>	
<p>欠格事由に該当していないか、各評議員又は各役員との特殊の関係にないか、暴力団員等の反社会的勢力の者でないかの確認が必要です。提出を受ける誓約書にこれらの事項を設けるなどして、確認の漏れがないようにしてください。</p>	
<p>○ 法令に従い、必要な情報が、インターネットでの公表がされていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 役員等名簿 ・ 報酬等の支給の基準を記載した書類（役員等報酬等支給基準） ・ 定款 <p>(法第59条の2第1項第1号、法施行規則第2条の5、第10条第1項)</p>	7
<p><アドバイス></p>	
<p>改正社会福祉法施行後は、事業運営の透明性の向上を図るため、情報公開の対象範囲がさらに拡大されました。役員等名簿、役員等報酬等支給基準、定款は、法人のホームページによる掲載が必要です。</p>	

根拠法令等

略称	正式名称
法	昭和26年3月29日法律第45号「社会福祉法」
法施行規則	昭和26年6月21日厚生労働省令第28号「社会福祉法施行規則」
ガイドライン	平成29年4月27日雇児発0427第7号・社援発0427第1号・老発0427第1号「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」別添「社会福祉法人指導監査実施要綱」別紙「指導監査ガイドライン」
登記令	昭和39年政令第29号「組合等登記令」
会計基準省令	平成28年厚生労働省令第79号「会計基準省令」
運用上の取扱い	平成28年3月31日付雇児発0331第15号、社援発0331第39号、老発0331第45号「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」